令和８年度事業計画

Ⅰ　令和８年度事業計画

【基本方針】

国においては、農業の体質強化に向け、農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化等を通じた次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成とともに、産地生産基盤パワーアップ事業等の活用による収益力強化及び需要に応じた生産を行う産地の育成・強化を進めている。また、水田政策について、令和９年度から根本的に見直すこととし、「水田活用の直接支払交付金」については、作物ごとの生産性向上等への支援に転換することとしている。

本県においては、県の主力水稲品種である「ひとめぼれ」や県オリジナル水稲品種「金色の風」、「銀河のしずく」、「白銀のひかり」などの県産米をはじめ、農産物全体のブランド力を高め、ひいては、農業の競争力強化につなげていくこととしている。

本協議会においては、こうした動きと連動しながら、令和８年産主食用米の生産目安については、いわて農業生産強化ビジョンの目標を踏まえつつ、国の基本指針の考え方に準じて設定したところである。

今年度は、需給状況を踏まえつつ、「水田農業の推進方針」（令和４年９月策定）に基づき、需要に応じた主食用米及び多様な用途の米の生産を推進する。併せて、需要動向等の周知を行いながら重点推進品目として位置づけている園芸作物や麦・大豆、新市場開拓用米のほか、推進品目である飼料用米、加工用米、米粉用米といった非主食用米の生産振興を図るなど、水田のフル活用に向けた取組を推進する。

また、国が見直す水田政策の内容を踏まえ、「水田農業の推進方針」の見直しについて検討するほか、「水田活用の直接支払交付金」の見直しについては、国の動向を注視しながら、農業者や関係機関が適切に対応できるよう、制度の周知を図っていく。

さらに、地域計画の実現とともにブラッシュアップに向けた取組と連携した担い手への農地の集積・集約化など、地域の中核となる経営体の育成のほか、産地生産基盤パワーアップ事業等の活用による収益力強化の取組などを促進する。

【本県の主食用米の生産目安】

区　分	令和８年産生産目安	令和７年産生産目安
数　量	260,937 トン	241,714 トン
面積換算値	47,565 ha	44,389 ha

【国全体の多様な米の需要見込みと作付意向】　（単位：トン）

区　分	需要見込み	作付意向	需要見込み-作付意向
加工用米	27 万	24 万	約３万
新市場開拓用米 （輸出用など）	７～９万	５万	約２～４万
米粉用米	６万	２万	約４万
飼料用米	30～40 万	20 万	約 10～20 万

※出典：「米の需給等の状況について」（農林水産省，令和８年５月）

【担い手確保・育成に関する指標】

区　分	令和８年度目標	令和６年度実績※2
リーディング経営体の育成数（累計）	195 経営体	163 経営体
新規就農者数※1	280 人/年	288 人/年

※１：新規就農者数は、各年度（単年度）における数値
※２：令和７年度実績はとりまとめ中

【具体的な取組】

１．経営所得安定対策等の取組推進

(1)　制度の推進

経営所得安定対策等を活用した園芸作物や麦・大豆等の生産振興等に向け、地域農業再生協議会担当者会議の開催や各種メディアの活用等により事業内容・各種手続方法等の周知徹底を図る。

水田農業を需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組を支援する「畑作物産地形成促進事業」及び「コメ新市場開拓等促進事業」の実施に向け、地域農業再生協議会が作成する「産地・実需協働プラン」の承認、都道府県推進計画の作成等の推進活動を行う。

「水田活用の直接支払交付金」の交付対象作物の適切な生産の徹底に向け、地域農業再生協議会における収量確認の目安となるよう、飼料作物及びＷＣＳ用稲の基準単収や平均単収の設定を行う。

①　地域農業再生協議会担当者会議（６月、12月、１月）
②　経営所得安定対策等の加入促進（１～３月）
③　「畑作物産地形成促進事業」、「コメ新市場開拓等促進事業」に係る推進活動（５～３月）
④　飼料作物及びＷＣＳ用稲の基準単収や平均単収の設定（３月）

(2)　地域農業再生協議会活動の支援

市町村段階の円滑な制度運用に向け、事務局員（現地駐在）と連携した地域農業再生協議会への事務指導・助言等を行う。

(3)　需要に応じた米生産の推進

県全体での需要に応じた生産の実施に向け、「岩手県における需要に応じた米生産の推進要領」に基づき地域農業再生協議会に対する推進活動を行う。

①　第１回地域農業再生協議会担当者会議（各種助成制度の説明等）（６月）
②　地域農業再生協議会との意見交換の実施（米の需給動向、対応状況等）（４～８月）
③　第２回地域農業再生協議会担当者会議（県及び市町村別の生産目安の提示）（12月）
④　第３回地域農業再生協議会担当者会議（国の令和９年度予算概算決定等）（１月）
⑤　地域における令和９年産主食用米及び転作作物の作付計画（地域水田活用計画）の取りまとめ（３月）

(4)　地域の水田の有効活用に向けた取組支援

「いわてのお米ブランド化生産・販売戦略」（令和６年６月策定）に基づく稲作生産コスト低減研修会を開催するとともに、モデル経営体の経営分析結果等を活用した稲作経営体の経営力向上を図る。また、令和６年度に県が設置した「岩手県高収益作物推進チーム」と連携し、園芸作物や麦・大豆の生産拡大等の取組を支援するとともに、産地交付金の活用推進などにより、水田を有効に活用した各地域の産地づくりの取組を支援する。

①　水田農業の生産性向上等の支援

ア）水稲乾田直播栽培の実証、稲作生産コスト低減研修会の開催

イ）土地利用型野菜の作付に対する支援、新市場開拓用米や加工用米、米粉用米の低コスト生産に対する支援、園芸作物や麦・大豆、飼料用とうもろこし、ＷＣＳ用稲の作付拡大に対する支援や、小麦・大豆の地力向上助成などの県枠メニューによる転換作物の生産拡大推進

ウ）水田の有効活用に向けた産地交付金の活用に係る地域農業再生協議会への指導・助言

エ）麦・大豆の生産性向上に向けた研修会の開催

②　園芸作物の導入拡大等の支援

ア）水田を活用した園芸品目の新規導入に係る地域農業再生協議会への指導・助言

イ)担い手農家の規模拡大に向けた省力機械の導入や大規模ハウスの導入の支援

(5)　収入減少影響緩和対策の資金管理

収入減少影響緩和対策に係る生産者の積立金管理を行う。

(6)　施設園芸等燃料価格高騰対策

燃料価格高騰による施設園芸農家の経営への影響緩和に向け、燃料価格が一定基準以上に上昇した場合に燃料価格差補填金を交付する。

①　支援対象者の公募（４～７月）

②　施設園芸用燃料価格差補填金に係る補填積立金の積立（９月）

③　施設園芸用燃料価格差補填金の交付対象期間（10～６月）

(7)　産地生産基盤パワーアップ事業

地域における水稲や園芸作物等の営農戦略となる産地パワーアップ計画（広域分）を作成し、産地の生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組等を支援する。

２．担い手の確保・育成

(1)　地域計画の実現に向けた取組支援

各広域振興局等が開催する「地方推進会議」に地域農業再生協議会の構成員が参画し、農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の実現に向け、モデル地区における受け手不在農地の解消や農地の集約化等の促進、新たな担い手確保を含めた相談体制の整備などを支援する。

また、農地中間管理事業等の活用による農地集積・集約化の取組を進め、担い手の規模拡大を支援する。

(2)　経営体育成に向けた支援

「岩手県農業経営・就農支援センター」を通じて、就農から経営発展まで一貫した支援を行っていく。

①　相談窓口での就農や第三者継承に関する相談対応や、就農イベントなどにおける関係機関・団体の支援策の情報提供等の取組を支援

②　地域計画に位置づけられた担い手等に対して、経営改善の取組を支援

③　集落営農組織や法人化等を志向する経営体に加え、地域を担う人材を幅広く確保・育成するため、多様な形で農業に関わる者に対して、法人化や規模拡大に向けた取組を支援

④　収入保険や農業共済への加入促進を実施

⑤　全国優良経営体表彰への推薦

⑥　担い手の確保・育成に係る研修会等の情報を県再生協議会において共有し、関係機関・団体の連携を強化

３．農地再生利用に向けた取組

不作付地解消に向けた対策として、引き続き県内数市町村においてモデル的に耕作再開に向けた取組及び事例収集を行う。その際、農地再生利用に係る県協議会構成機関・団体で、取組の進め方等を協議しながら実施する。

また、農地パトロール、農地の日など、地域協議会構成機関・団体が実施する耕作放棄地解消に向けた取組と一体的に活動を行う。